

春日井市大型第二種運転免許等取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の路線バス及びタクシー事業者による道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業に従事する者の確保及び雇用の促進を図るため、事業者が負担した道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第4項に規定する大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型第二種運転免許等」という。）の取得に要する費用に対し補助金を交付することとし、その交付については、春日井市補助金等交付規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1項に規定する路線定期運行を行うものであって、主として市内及びその近郊において旅客の運送を行うものをいう。
- (2) タクシー事業 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業のうち、不特定多数の旅客を対象として行うものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有し、前条第1号に規定する路線バス事業又は同条第2号に規定するタクシー事業を営む者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 雇用する従業員に、業務遂行上必要な大型第二種運転免許等を取得させ、その費用の全部又は一部を負担した者であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。

- (3) 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が負担した当該者が雇用する従業員の大型第二種運転免許等の取得のための道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所の入学金、受講料（教習料金）、検定料及び教本代とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国、県又は他の団体から同種の補助金等の交付を受けている場合は、その額を差し引いた額を補助対象経費とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の100分の20に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、5万円を限度とする。

- 2 補助金の交付は、年度内に1事業者につき1回限りとする。

（交付の申請）

第6条 規則第3条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、従業員が大型第二種運転免許等を取得した日の翌日から起算して1年以内に、春日井市大型第二種運転免許等取得支援補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 大型第二種運転免許等を取得した従業員の運転免許証の写し
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（交付の決定及び額の確定）

第7条 規則第4条の規定にかかわらず、市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、春日井市大型第二種運転免許等取得支援補助金交付決定兼確定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者がいるときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所
申請者 名 称
代表者氏名

春日井市大型第二種運転免許等取得支援補助金交付申請書兼請求書

補助金の交付を受けたいので、春日井市大型第二種運転免許等取得支援補助金交付要綱第6条の規定により次のとおり申請します。また、補助金の交付が決定した場合は、次のとおり補助金の交付を請求します。

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 請求額 円
- 3 振込口座

金融機関		銀行 信用金庫 農協	預金種別	普通 当座	口座番号									
		支店			フリガナ 口座名義人									

4 添付書類

次の添付書類を確認の上、□にレ印を付けて下さい。

- 大型第二種運転免許等を取得した従業員の運転免許証の写し
- 補助対象経費の支払を証する書類の写し

（確認事項）

次の記載事項を確認の上、□にレ印を付けて下さい。

- 市税を滞納していません。
- 春日井市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者ではありません

春日井市大型第二種運転免許等取得支援補助金の申請に当たり、春日井市が、申請者の市税の課税及び納税の状況を調査することを承諾します。

署名 _____

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長

春日井市大型第二種運転免許等取得支援補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった春日井市大型第二種運転免許等取得支援補助金については、春日井市大型第二種運転免許等取得支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付することに決定します。

- 1 補助金の額 円
- 2 条件